

羽幌町特産品等

販売促進 支援事業

町内を訪れる観光客等の減少や各種イベントの中止により、町の特産品や加工品、製造品等の物販ができない状況から町内事業者の販売促進を図るため、補助金を支給します。

- 補助内容
- ①通信販売で負担した**販売品の送料負担額を補助**します。
※通信販売で町外消費者向けに販売した商品の送料に限ります。
※代引き手数料、梱包代などは除きます。
※販売金額に送料が含まれているものは除きます。
 - ②通信販売を目的とした新たな販売品の開発及び、製造等に必要な**機器等の導入や設備等の整備費用を補助**します。
※通信料や回線使用料等の維持管理に類する経費は除きます。
- 補助金額
- ①1事業者につき上限 **30万円**
 - ②1事業者につき上限 **10万円**
※実際に支払った経費の範囲内で支給されます。上限額まで10/10補助
- 申請条件
- 以下の①②のすべての要件を備えている事業者
- ①町内に事業所又は営業所を有する者
 - ②町内で自ら生産（水揚げを含）、加工又は製造品の販売をしている者
- 申請方法
- 必要書類を添えて補助金等交付申請書等を提出してください。
※申請の流れについては裏面を参照してください。
- 対象期間
- 令和3年8月から令和3年12月
- その他
- 同一事業に対して羽幌町の他の補助金等と重複して申請できません。

《問い合わせ先》

羽幌町 商工観光課商工労働係

電話番号：0164-68-7007（課直通）

受付時間：午前8時45分から午後5時30分（平日のみ）

裏面をご確認ください

羽幌町からのお知らせ

◎販売促進支援事業補助金について

【補助金とは・・・】※当事業は給付金ではなく補助事業です。

補助対象となる取り組みを実施する事業者に対し、金銭的な給付を行うものです。

(1) 原則返済不要

補助金は融資とは異なり原則返済不要です。ただし、使途は補助金の主旨に沿った取り組みに限定されます。

(2) 対象となる経費が決まっています。

※不正受給防止 提出された申請書等について不審な点がみられる場合は調査し、結果により決定内容に違反したときは、補助金の決定を取り消し補助金の返還を求めることがあります。

【補助内容】

(1) 町内に事業所又は営業所を有し、町内で自ら生産（水揚げを含む）、加工又は製造品の販売をしている事業者が通信販売により販売品を町外に発送した場合に負担する送料を補助。

(2) 通販販売を目的とした新たな販売品の開発及び、製造等に必要と認められる機器等の導入又は設備等の整備に要する経費を補助。※通信料や回線使用料等の維持管理に類する経費は対象外です。

【補助額】

(1) 1事業者につき上限30万円

(2) 1事業者につき上限10万円

※実際に支払った経費の範囲内で支給されます。上限額まで10/10補助

【補助対象者】

町内に事業所又は営業所を有し、町内で自ら生産（水揚げを含む）、加工又は製造販売をする次の町内事業者等。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者

(2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合又は協業組合

(3) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する漁業協同組合又は水産加工業協同組合

(4) 農林漁業を営む個人、法人若しくはこれらの者の組織する任意団体又は農業協同組合

(5) 自ら製造した製品を販売する個人又はこれらの者の組織する任意団体

【申請の流れ】

以下の書類を持参又は郵送により商工観光課商工労働係に提出してください。

(1) 補助金の交付申請

①補助金等交付申請書

②事業計画書

③収支予算書

④添付書類

・販売品目一覧表（別記様式第1号）

・見積書写し※補助内容（2）を申請する場合

・納税関係調査依頼書

・補助金振込口座の通帳の写し（町に登録口座がある場合は登録口座を優先させていただきます。）

※申請書様式は羽幌町ホームページよりダウンロードできるほか、羽幌町役場、役場各支所に配置します。

▶提出書類を審査の上、補助が決定した場合は「補助金等交付決定通知書」を送付します。

(2) 補助金の実績報告

※事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日までに実績報告をしてください。

①補助事業等実績報告書

②事業精算書

③請求書

④添付書類

・送り状写し

・請求書写し※補助内容（2）を申請した場合

・領収証※補助内容（2）を申請した場合

・導入した機器又は整備した設備内容がわかる写真※補助内容（2）を申請した場合